

服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e-mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 20 年 1 月号



明けましておめでとうございます

2008年1月 所長 服部 昭

厳しい時代

2001年度から2007年度まで零細企業の給与は7年連続で減少しています。給与が減少しているにとどまらず、企業業績も落ち込んでいます。私たちの周りでも、建設業の落ち込みは大変なものがあります。運輸業も石油高によって大打撃を受けています。製造業も海外製品との競争が熾烈です。飲食業などのサービス業は、消費者に経済的な余裕がなければ利用してもらえません。

政府は、いざなぎ景気を超えた最長の景気と言っています。確かに大企業は、トヨタを筆頭に史上最高の利益を上げ、それを更新し続けています。

一方この7年は、格差拡大の7年です。大企業と中小零細企業、大都市と地方、正社員と非正規社員e t c .そして、結論としての所得格差。

政府は「いっそうの構造改革推進」(渡辺金融担当大臣1月13日NHK番組発言)といっていますから、残念ながら、今後も厳しい時代は続きます。

切り開く力

だからといって、あきらめるわけにはいきません。知恵を出し合い、力を合わせ、この難局を乗り切りましょう。

現状の分析

まず自社の現状をつかむことです。モノ(財産・財政)とヒト(人材)の両面は基本として、各業種特有の項目を洗い出し、把握・分析する。そうすれば自ずと自社の強いところ弱いところが見えてきます。

先を見通す

もう一つは、国の政策がどういう方向を向いているか、法令改正等、全体の流れを絶えず把握する努力をすることです。

切り開く力

そして何よりも、自社理念の実現に向けてスタッフ全員が生き生きと取り組むことです。

力を尽くします

はじめに述べたように、中小零細企業に非常に厳しい時代となっています。その影響もあり、労働者と使用者の紛争が年間100万件を超える時代に突入しました。米子でも大変多い状況です。

私どもの事務所の業務は、主にヒトに関わる仕事です。労働保険・社会保険手続き、給付金の申請手続きなどはもちろんですが、労務管理全般にわたる業務の重要性が増しています。

法律を理解し、それに沿った労務管理をしていれば、労使紛争は未然に防げます。また紛争状態になった場合でも、右往左往したり感情に流されたりせず、理にかなった解決がはかられます。

所員一同、依頼主様の力になれるよう、日々研鑽を積み、皆様と共に、この困難な時代を切り開いていきたいと思っております。

本年もよろしくお願ひいたします。

1月の生活ホットニュース

零細企業の給与が7年連続で減少

従業員5人未満の零細企業に勤務する人の月給(2007年7月)が19万482円(前年同月比0.1%減)となり、7年連続で減少したことが、厚生労働省の調査によりわかりました。

2007年の賞与についても前年比2.2%減の21万4,629円で9年連続減少しました。

「ねんきん特別便」への反応は約5%

社会保険庁が、「宙に浮いた年金記録」の持ち主である可能性が高い年金受給者(約48万人)に昨年12月に送付した「ねんきん特別便」について、12月末までに社会保険事務所などを訪れて相談や記録訂正の申請を行った人は、全体の5%に相当する2万4,000人だったことがわかりました。

厚年保険料未納対策を強化 厚労省方針

厚生労働省は、2008年度から厚生年金保険料を納付しない企業を社会保険庁の職員が個別訪問するなどして、未納対策を強化する方針を示しました。

納付を促すほか、未納企業には差押さえなどの強制徴収を行います。2006年度末時点で9万7,427事業所が未納でした。

国年・厚年「死亡届」の提出は2011年から不要に

社会保険庁は、2011年4月から住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)を利用して、国民年金と厚生年金の受給者が死亡したときに死亡届を出さなくて済むように制度を見直す方針を固めました。

現在は、年金受給者が亡くなった場合、遺族が社会保険事務所などに死亡届を出す必要がありますが、住基ネットの活用により年金受給者の状況を把握して届出を省略させる方針です。

有期雇用契約3回以上の更新で打切予告義務化へ

厚生労働省は、有期雇用労働者の解雇規制を強化するため、企業が雇用契約を3回以上更新した場合において、次に契約を更新しないときには契約終了の30日前までの予告を義務付ける考えを明らかにしました。

現行制度では雇用されて1年以内の有期雇用労働者に対しては事前の予告の必要がありません。同省では「有期労働契約の基準」(労働基準法に基づくもの)を改正して3月から適用する方針です。

派遣労働者数が321万人で過去最高に

2006年度の派遣労働者数が321万人(前年度比26.1%増)となり、過去最高となったことが、厚生労働省のまとめによりわかりました。

登録型派遣は21%増の234万人で全体の73%となり、常用型派遣は41%増の22万人でした。2004年に解禁された製造業への派遣の増加が目立っています。